

## はじめに

本校は、マンションや戸建が立ち並ぶ住宅地内にあり、保護者の学校教育に対する関心も高い。保護者や地域が求めている学校は、「我が子を安心して託せる学校」「我が子をよりよく伸ばしてくれる学校」である。

そのような学校づくりのためには、教師と子供、そして保護者や地域との信頼関係が不可欠であり、児童や保護者、地域に信頼され、望ましい人間関係に基づいた教育の推進こそ子供一人一人に充実した学校生活を保証するものである。

そこで、全ての教育活動の基盤として、一人一人の人権を尊重し、いじめのない学校づくりを推進している。特に生徒指導・教育相談委員会を中心に、個々の子供の理解への努力と共通理解・共通した指導を実践している。

花崎北小学校いじめ防止等のための基本的な方針（以下、「花崎北小学校基本方針」）は、「加須市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「加須市基本方針」）に基づき、加須市（以下、「市」）・学校・家庭・地域住民その他の関係者が連携し、一体となっていじめの問題の克服のために取り組むことを目的として、いじめの防止等のための対策に関する基本的な事項を定めるものである。

## 1 いじめの問題に関する基本的な事項

### （1）いじめの定義

「いじめ」とは、子供に対して、その児童と一定の人間関係にある他の子供が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。インターネット等を通じて行われる同様の行為も「いじめ」に含まれる。

具体的な態様には、以下のようなものがある。

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団で無視をされる
- ③ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なこと、不本意なことをされたり、させられたりする
- ⑥パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

### （2）いじめに対する基本認識

子供のいじめを防止するためには、大人一人一人が次のような意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚することが必要である。

- ①いじめは絶対に許されない
- ②いじめは卑劣な行為である

- ③いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる
- ④いじめは大人の見えないところで行われることが多く、発見しにくい  
けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子供の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

### **(3) いじめの防止等の対策に関する基本理念**

- いじめの防止等の対策は、以下の4点を重視して行わなければならない。
- ①全ての子供が安心して学校生活を送れるようにするため、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること
  - ②いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、全ての子供と大人が認識できるようにすること
  - ③いじめ防止等について子供の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意し、子供がいじめの問題を自ら解決していこうとする態度を育成すること
  - いじめを受けた子供の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、家庭、地域住民その他関係者が連携・協働の下、いじめの問題の克服を目指すこと

### **(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方**

いじめ問題を根本的に克服するためには、いじめを生まない土壌をつくる必要がある。また、教職員をはじめとする大人たちが、いじめに至るささいな兆候を見逃さず、早い段階から子供に関わる体制を整えておく必要がある。さらに、いじめが確認されたときには、いじめを受けた子供の生命及び心身の保護を第一に考え、いじめの解消のために迅速に対応する必要がある。

本校では、これらの基本的な考え方及びいじめに関する基本認識に基づき、いじめの克服のために、「未然防止」、「早期発見」、「早期解消」の3つの視点でいじめ防止等のための対策を講じる。

なお、いじめ防止等のための取組をより実効性のあるものとするため、「学校基本方針」が学校の実態に応じて機能しているかを点検、検証し、1年ごとに改善のための見直しをするものとする。

## **2 いじめの未然防止のための取組**

いじめの問題を未然に防止するためには、教育活動全体を通じ、全ての子供に「いじめは、絶対に許されない」という認識をもたせ、学校や学級にいじめを生まない土壌をつくる必要がある。そこで、以下の方策をもってこれに取り組む。

### **(1) 児童の規範意識の向上**

いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の具体的な留意点等について、

校内研修や職員会議で教職員に周知し、平素から共通理解を図る。また、日常的にいじめ防止等に関わる話題を取り上げ、いじめを許さない雰囲気を作り学校全体で醸成するための取組を推進する。

○「彩の国生徒指導ハンドブック Its 2019」や「生徒指導リーフ増刊号『いじめのない学校づくり』」等の様々な資料を活用した校内研修を実施する。

○いじめを許さない学級の雰囲気をつくるために、「いじめをなくす3か条」を全ての教室に掲示し、定期的に朝の会等で話題にする。

○豊かな心の交流ができるようにするため、あいさつを推奨し、児童が主体的にあいさつ運動を展開できる取組を推進する。

○児童に「花北小の約束」を周知し、学習規律や生活のきまりを徹底するとともに、毎月末に達成度を評価する。

○学校評価に「規範意識」についての項目を設け、家庭・地域と連携した取組を展開するとともに、家庭・地域と一体となって児童の変容を評価する体制をつくる。

## **(2) 道徳教育・人権教育の充実**

子供の道徳性を育むとともに、自他の存在を尊重する態度を養うため、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

○ボランティア活動や集団的な活動等の体験活動を生かし、自らの生き方について自覚を深めることができる道徳の授業を展開する。

○12月を人権強化月間とし、人権啓発に係る取組を推進する。また、学習参観において、人権教育に関する授業を全学級で実施し、公開する。

## **(3) 児童理解の深化**

いじめを行う背景には、勉強や人間関係によるストレスが関わっていることを踏まえ、教職員は、子供一人一人を大切にしたいわかりやすい授業を行うとともに、一人一人が活躍できる集団をつくる。

また、ストレスに対して適切に対処できる力を育むとともに、障がいについて適切に理解した上で、子供の指導に当たる。

○全ての児童が、わかる、できる喜びを実感できる授業を行うために、「花崎北小学校スタンダード」を作成し、実践する。

○児童のコミュニケーション力を養うため、全ての教科等において「聞くこと」、「話すこと」を重視した授業を展開する。

○教職員が子供の心の変化を把握し、早期から対応ができるよういじめに関する事例研修を実施する。

## **(4) 子供の居場所づくりの推進**

子供の自己肯定感を高めることは、他者の大切さを認めることにもつながる。全ての児童が、他者に認められているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じて子供が活躍し、他者の役に立っていると実感できる機会を設ける。

また、保護者や地域住民にも協力を求め、幅広い大人から認められてい

るという思いが得られるよう工夫し、家庭や地域での居場所づくりを推進する。

- 学校行事等を実施する際に、子供に自分の目標を設定させるとともに、その達成を評価・称賛する。
- 学校に限らず、地域の活動における活躍や善行について積極的に称賛する。
- 地域の教育力を活用した体験活動を計画的に実施するとともに、その成果（主体的な活動）が日常の生活に発展するよう工夫する。

#### **(5) 子供自らがいじめ防止について学べる取組の推進**

子供自らがいじめ防止について主体的に学び、解決の方法を考えることのできる取組を推進する。

- あいさつ運動期間を設け、児童会を中心とした登校時のあいさつ運動を展開する。
- 各学級ごとに「いじめ撲滅宣言」を作成し、いじめ問題の克服のための啓発を行う。
- 児童一人一人が「いじめゼロのために ～ぼくたち わたしたちがやるべきこと～」と「友だちがいてよかったな ～してくれてうれしかったこと～」を作成し、いじめ問題に題する意識を高める。
- 縦割り班活動を教育活動に位置づけ、必要に応じて班ごとにグループエンカウンターを行うなど、よりよい人間関係づくりに資する活動を推進する。

#### **(6) 情報モラル教育の推進**

子供、保護者、地域住民が、インターネットをとおして発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の情報の特性を踏まえて、インターネットを通じたいじめを未然に防止するとともに適切に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。

- インターネット上に発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性を子供に理解させ、適切な対応ができる実践力を養うため、5、6年生を対象にした情報モラル教室を実施する。特に、SNSの適切な使用方法について指導を行う。
- 保護者への情報提供と啓発を行う。

### **3 いじめの早期発見のための取組**

いじめの問題を早期に発見するためには、子供がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して、子供の小さな変化を敏感に察知し、いじめの問題の解決に向けた速やかな対応ができるようにすることが重要である。そこで、以下の方策をもってこれに取り組む。

#### **(1) 定期的なアンケートの実施**

いじめの実態を把握するとともに、子供がいじめを訴えやすい状態をつ

くるため、花北なかよしアンケートを実施する。

○市の定める「いじめ撲滅期間」と連携させ、毎学期1回以上実施する。

## **(2) 「いじめチェックシート」を活用した支援体制の整備**

教職員用及び保護者用「いじめチェックシート」を活用することにより、学校と家庭との連携を強化し、教職員及び保護者が子供のささいないじめの兆候に対して早い段階から関われる支援体制を整備する。

○「いじめ撲滅期間」に合わせ、保護者に「いじめチェックシート」を配布し、家庭に活用を促す。

○保護者用「いじめチェックシート」によりいじめの兆候を認知した場合は、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して対策会議を開き、組織的に対応する。

## **(3) 日常的な生活の中でのいじめに係る情報の把握**

子供の学校生活から得られる情報はもとより、教職員と子供の間で行われている日記等や個人面談、家庭訪問の機会を活用していじめの兆候を把握することに努める。また、収集したいじめに関する情報については、教職員全体で共有できるようにする。

○学校生活以外においてもいじめの兆候を把握するため、「個人面談・教育相談の目的」に、「いじめに係る情報の把握」を加え、情報の収集に努める。

○日記や個人面談等で得たいじめに係る情報は、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」で整理し、職員会議及び生徒指導・教育相談委員会で教職員全体へ周知する。

## **(4) いじめに係る相談体制の整備**

保健室や相談室、電話相談窓口の利用等について広く周知し、子供及びその保護者が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。なお、教育相談等で得た個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱うようにする。

○子供及び保護者が抵抗なく相談できる環境を整備するとともに、教育相談窓口等についてのリーフレットを配布し情報提供を行う。

○生徒指導カルテ・教育相談ファイルを作成し、生徒指導・教育相談に係る情報の一元化を図る。あわせて、情報の共通認識・共通理解を図る。

## **(5) 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築**

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校応援団、地域のスポーツ少年団等との連携を促進し、協働する体制の構築を図る。

○「学校・学年だより」やHP等を通して、保護者や地域の方に、いじめ問題の克服のための取組を周知する。また、ふれあい推進長会議や学校評議員会等を通して、いじめに係る情報を収集する。

## **(6) インターネット上のいじめ情報への対応**

保護者に対し、インターネット上のいじめの問題についての理解を求め、

いじめの早期発見に努めるようにする。

- 子供がスマートフォン・タブレット等の使用時にトラブルに巻き込まれないようにするため、学級懇談会でスマートフォン等によるいじめの問題について取り上げ、スマートフォン等を使用するルールを各家庭でつくるよう促す。また、SNS等の適切な使用について説明する。
- 保護者から情報を得た場合は、保護者に状況を確認し、必要に応じてホームページの管理者等に削除を依頼する。

#### **4 いじめの早期解消のための取組**

いじめを早期に解消するためには、いじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、いじめたとされる子供に対して適切な指導をするなど、学校全体で組織的な対応をすることが重要である。

また、家庭への連絡や教育委員会への報告を行うとともに、いじめの再発防止に向けて実践計画を立て、継続的に子供やその集団を見守る必要がある。そこで、以下の方策をもって、これに取り組む。

##### **(1) 子供の安全の確保**

子供や保護者からいじめに関する相談や訴えがあった場合は、事実関係を確認し、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には早い段階から適切に対応し、以下の点に留意していじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。

- いじめの事実確認においては、迅速に正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応する。
- いじめを受けた子供に対応する場合は、児童の心情に配慮し、他の子供の目に触れないような時間や場所を選ぶ。
- いじめを認知した場合は、登下校時や休み時間等を含め、関係する子供の動向を常に把握できる体制をつくる。

##### **(2) 教育委員会への報告及び関係児童の保護者への連絡**

いじめを発見したり、いじめの通報を受けたりした教職員は、直ちに校長に報告し、いじめに係る情報を教職員全員で共有できるようにする。

その後、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」が中心となり、速やかに関係する子供から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。また、校長は、その結果について教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた子供及びいじめた子供双方の保護者に事実を説明する。

いじめに係る情報を得た場合は、その日のうちに臨時のいじめ対策会議を開き、情報の共有化を図るとともに対応の方針を定める。

##### **(3) いじめを受けた子供とその保護者への支援**

いじめを受けた子供が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを受けた子供を別室において指導するなど、いじ

めを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、心身の状態に応じ、緊急避難の対策をとるなどの必要な措置を講ずる。

**【いじめを受けた子供に対する配慮】**

- 共感的に対応し、児童の心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」を伝える。
- 自信をもたせる言葉がけをし、自尊感情を高める。

**【保護者に対する配慮】**

- いじめの状況を確認したその日のうちに家庭訪問等を行い、保護者に事実を伝える。
- 保護者の不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 必ず解決に向けて取り組むとともに、継続して支援することを伝える。
- 家庭での変化に注視し、ささいなことでも相談するよう伝える。

**(4) いじめた子供への指導及びその保護者への助言**

「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」は、いじめたとされる子供から事実関係の聴取を行い、いじめの事実が確認された場合は、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置を講じる。その際、いじめた子供の保護者に確認した事実を説明し、保護者の理解を得た上で、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者への継続的な助言をする。

いじめた子供への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身等を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた子供が抱える問題等のいじめの背景にも目を向け、当該の子供への健全な人格の発達やプライバシーの保護等に配慮し、以後の対応を行う。

**【子供に対する配慮】**

- いじめた子供の心的背景に目を向けて指導をする。
- 心理的な疎外感を与えないように配慮しながらも、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

**【保護者に対する配慮】**

- 「いじめは決して許されない行為である」ことを毅然とした姿勢で示し、家庭での指導を依頼する。
- 子供のよりよい変容のために、学校と家庭、双方の関わり方や役割等を確認する。

**(5) いじめが起きた集団への指導**

いじめを受けた子供といじめた子供をはじめとする子供の関係の修復を経て、いじめの当事者や周囲の集団が好ましい関係を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもっていじめの解消とすることから、学校や学級全体でいじめの問題について話し合うなどして、全ての子供が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

- はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定してい

- ることと同様であることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正しい行動であることを理解させる。
  - 当事者だけの問題にとどめず、学級や学年、学校全体の問題としてとらえさせることでいじめの傍観者としての立場から脱却し、いじめを抑止する立場への転換を促す。

## 5 いじめ防止等の対策のための組織の設置

学校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための組織として「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を設置する。

本組織の構成は、本校の生徒指導部会を母体とし、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談主任、人権教育主任、学年主任、養護教諭とする。

また、事案に応じて学級担任も加える。さらに、必要に応じて心理や福祉の専門家等の参加を図る。

「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」は、学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織とする。より実効的ないじめの問題の解決に資するとともに、いじめの相談、通報の窓口としての対応及び教職員間の共通認識の促進、保護者や地域との連携、いじめに係る指導や支援の体制、対応方針の決定等を行う。

また、実際にいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や、重大事態が発生したときの調査をする組織の母体とする。

ただし、教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、教育委員会の附属機関による調査を行うものとし、その調査に協力する。

本組織の具体的な活動内容は、次の通りである。

- 本校のいじめに係る実態の把握
- 取組の実施
- 年間計画の作成、検証、修正
- いじめに関する相談、通報への対応
- いじめの情報の収集、記録、共有
- 対策会議等の開催
- いじめの事案に応じた対応方針の決定と指導、支援体制の整備
- 家庭、地域との連携
- 学校におけるいじめ事案の調査
- いじめの事例研究
- 学校基本方針の評価、見直し

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、子供が以下のような状態になった場合をいう。



- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ・自殺を企図する
  - ・身体に重大な傷害を負う
  - ・金品等に重大な被害を被る
  - ・精神性の疾患を発症する 等
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
  - ・年間30日以上欠席をする
  - ・一定期間連続して欠席をする

## **(2) 重大事態の報告**

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

## **(3) 調査の主体**

調査の主体は、教育委員会又は学校とする。どちらが主体になるかは、教育委員会が決定する。

## **(4) 調査を行う組織**

いじめの事案が重大事態であると判断したときは、重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設ける。

この組織の構成は、調査の公平性、中立性を確保するために、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものとする。あわせて、いじめ事案の関係者と人間関係・利害関係を有しない第三者とする。教育委員会が主体となる場合は、「加須市いじめ問題調査審議会」を、学校が主体となる場合は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を調査を行うための組織とする。

## **(5) 調査の実施**

重大事態が発生した場合、教育委員会の指示を受け、調査を実施する。

いじめを受けた子供からの聞き取りが可能な場合は、当該の子供はもとより、必要に応じて、在籍の子供や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。その際、いじめを受けた子供や情報を提供した子供を守ることを最優先とする。

いじめを受けた子供からの聞き取りが不可能な場合は、当該の子供の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査の在り方について協議し、調査に着手する。

## **(6) 調査結果の提供及び子供への説明**

重大事態に係る調査を行ったときには、いじめを受けた子供やその保護者に対して事実関係等の必要な情報を提供する。

ただし、情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

## **(7) 調査結果の報告**

重大事態に係る調査を実施したときは、調査結果について教育委員会に報告する。

その際、いじめを受けた子供やその保護者が希望する場合には、学校は、

いじめを受けた子供又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて市長に提出する。

#### **(8) 再調査**

報告を受けた市長は、当該報告による重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の再発の必要があると認められるときは、調査結果について調査（再調査）を行うことができる。

この調査は、市長が設置した附属機関等が行うこととする。

再調査についても、再調査の主体はいじめを受けた子供及びその保護者に対して、情報を正確に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果について説明する。

#### **(9) 再調査の結果を踏まえた措置等**

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事やスクールカウンセラー等を当該学校に派遣することにより、重点的な支援を行うとともに、必要な措置を講じる。

再調査を行ったときは、市長はその結果を議会に報告する。報告内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する等の措置を講じる。